

令和6年度 第1回 大阪港湾局人権行政推進委員会

日 時：令和6年7月5日（金） 14：30～

場 所：大阪港湾局 第1会議室

（議 題）

- 1 大阪港湾局人権行政推進委員会設置要綱の改正
- 2 大阪市人権行政推進本部会議の報告及び当局の対応
- 3 局長訓示

大阪港湾局人権行政推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 全ての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、局の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、人権教育・啓発・職員研修の取り組みについて、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、大阪港湾局に「大阪港湾局人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、理事をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(協議事項)

第5条 局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取り組みに関すること

- 2 局における人権教育・啓発・職員研修の取組みに関すること
- 3 その他、委員長が必要と認める事項に関すること

(幹事会)

第6条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(研修企画部会)

第7条 幹事会に研修企画部会を置く。

- 2 研修企画部会は別表第3に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月4日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

委員長	大阪港湾局長
副委員長	理事(府営港湾)
〃	理事(港湾管理一元化)
委員	総務部長
〃	企画調整担当部長
〃	営業推進室長
〃	開発調整担当部長
〃	開発推進担当部長
〃	計画整備部長
〃	利用促進担当部長
〃	事業戦略担当部長
〃	防災・施設担当部長
〃	泉州港湾・海岸部長

別表第2（第6条関係）

幹事	各課長、担当課長
〃	総務部人事・港湾再編担当課長代理
〃	総務部総務課担当係長（庶務・文書）
〃	総務部総務課担当係長（港湾再編）
〃	各部リ－ダ－担当係長
〃	各技能統括主任

別表第3（第7条関係）

研修企画部員	総務部人事・港湾再編担当課長
〃	総務部人事・港湾再編担当課長代理
〃	総務部総務課担当係長（庶務・文書）
〃	総務部総務課担当係長（港湾再編）
〃	総務部総務課担当係長（府営総務）
〃	営業推進室管財課担当係長（管財・総括）
〃	計画整備部保全監理課担当係長（港湾工事）
〃	計画整備部施設管理課担当係長（施設管理）
〃	計画整備部施設管理課担当係長（緑地管理）
〃	計画整備部海務課担当係長（海務）
〃	計画整備部海務課担当係長（海岸施設管理・環境対策）
〃	計画整備部海務課担当係長（海上保全）
〃	計画整備部設備課担当係長（電気）
〃	計画整備部設備課担当係長（機械）
〃	各技能統括主任又は各部門監理主任

(研修企画部会)

第7条 幹事会に研修企画部会を置く。

2 研修企画部会は別表第3に掲げる者をもって充てる。

別表第3 (第7条関係)

研修企画部員	総務部人事・港湾再編担当課長
〃	総務部人事・港湾再編担当課長代理
〃	総務部総務課担当係(庶務・文書)
〃	総務部総務課担当係長(港湾再編)
〃	総務部総務課担当係長(府営総務)
〃	営業推進室管財課担当係長(管財・総括)
〃	計画整備部保全監理課担当係長(港湾工事)
〃	計画整備部施設管理課担当係長(施設管理)
〃	計画整備部施設管理課担当係長(緑地管理)
〃	計画整備部海務課担当係長(海務)
〃	計画整備部海務課担当係長(海岸施設管理・環境対策)
〃	計画整備部海務課担当係長(海上保全)
〃	計画整備部設備課担当係長(電気)
〃	計画整備部設備課担当係長(機械)
〃	各技能統括主任又は各部門監理主任

(研修企画部会)

第7条 幹事会に研修企画部会を置く。

2 研修企画部会は別表第3に掲げる者をもって充てる。

別表第3 (第7条関係)

研修企画部員	総務部人事・港湾再編担当課長
〃	総務部人事・港湾再編担当課長代理
〃	総務部総務課担当係長(庶務・文書)
〃	総務部総務課担当係長(港湾再編)
〃	総務部総務課担当係長(府営総務)
〃	営業推進室管財課担当係長(管財・総括)
〃	計画整備部保全監理課担当係長(港湾工事)
〃	計画整備部施設管理課担当係長(施設管理)
〃	計画整備部施設管理課担当係長(緑地管理)
〃	計画整備部海務課担当係長(海務)
〃	計画整備部海務課担当係長(海岸施設管理・環境対策)
〃	計画整備部海務課担当係長(海上保全)
〃	計画整備部設備課担当係長(機械)
〃	各技能統括主任又は各部門監理主任

職員による差別発言について（概要）

1 当該職員

大阪港湾局 職員 2 名（以下、「職員 A」「職員 B」という。）

2 事案の概要

令和 6 年 3 月 18 日以降、延べ 3 日にわたり、出張中の公用車において、職員 A が職員 B との会話の中で、同僚職員数名を指して、部落差別を意図する賤称語を数十回にわたり執拗に繰り返しつつ誹謗中傷し、結婚や職業などに関する部落差別発言や感染症に関する差別発言を行った。

職員 B は、それらを指導する立場でありながら、職員 A との会話の中で、さらに助長する部落差別発言を行っていたもの。

また、大阪港湾局から人権行政推進本部事務局である市民局に対する本事象に関する報告までに事象発生から約 2 か月間の時間を要している。

3 経過

令和 6 年 3 月 18 日以降、延べ 3 日にわたり事象発生

同上 3 月 29 日 大阪港湾局が事象確認

以後、大阪港湾局において事実確認の実施

同上 5 月 23 日 大阪港湾局から市民局に報告

同上 5 月 28 日 大阪港湾局・市民局から特別職に報告

令和 6 年 6 月 18 日

所 属 長 各 位
(人権行政推進本部員各位)

大 阪 市 長
(大阪市人権行政推進本部長)

職員による差別発言事象について (通知)

本年 3 月、本市職員が、勤務時間中公用車内において、同和問題（部落差別）に関する差別発言を繰り返し行い、また、感染症に対する偏見に満ちた発言を行ったという事象が発生していたことを、5 月下旬に人権行政推進本部として認知した。このような、他者を傷つけ人権を踏みにじる差別発言は、本市がめざす人権尊重の社会づくりの理念と相反するものであり断じて許されるものではない。

本市では、「人権尊重の社会づくり条例」に基づき、差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、広く市民の皆様をも対象として様々な取組を進めてきたが、平成 31 年に職員による差別落書（器物損壊）事象が発覚し、以来、特に同和問題をはじめとする人権研修の取組を充実・強化し、職員の人権意識のさらなる向上に努めてきた。

さらに、令和 3 年に、職員が差別事象を受けた場合には、すみやかに所属に報告し組織的に対応するよう通知を发出しているが、今般の差別発言事象について、組織的対応に至るまでに相当な時間を要したことは看過できない。事象が生じた際の対応が所属内の各職場に徹底されていたのか、対応にあたる組織の運営に緩みはなかったのかと危機感を抱かざるを得ない。

改めて、職員一人ひとりの行為が本市の人権行政、ひいては市政全体に大きな影響を及ぼすことを全職員が認識するとともに、率先して人権行政を推進すべき責任を負っていることを自覚し、断固たる姿勢で差別の根絶に取り組んでいかなければならない。

所属長においては、人権侵害する行為を決して許さないという視点を常に持ち、このような事案を二度と発生させないとの強い決意のもと、組織ガバナンスを一層強化し迅速な対応を徹底すること、あわせて、同様の事案が生じていないか、所属長マネジメントのもと改めて確認するよう指示する。